

森林計画制度の概要

資料1

森林の多面的機能について:

水源の涵養、山地災害の防止、生物多様性の保全、木材等の生産等を通じて、安全・安心な社会の形成と地域の経済活動に寄与する「緑の社会資本」である。

長期的な視野に立ち、適切な森林の整備・保全を推進。

政 府

森林・林業基本法第11条

森林・林業基本計画 (H28.5閣議決定)	
○長期的かつ総合的な政策の方向・目標 ○おおむね5年ごとに見直し	

農林水産大臣

即して

森林法第4条

全国森林計画 (H26~H40) (H28.5変更)	
○国の森林関連政策の方向 ○地域森林計画等の規範	○15年計画、5年ごとに樹立

知 事

即して

森林法第5条

地域森林計画		
加賀地域 (H29.4~H39.3)、能登地域 (H27.4~H37.3)		
○県の森林関連施策の方向 ○伐採、造林、林道、保安林及び治山の整備の目標等 ○市町村森林整備計画の規範		○10年計画、5年ごとに樹立

市町長

適合して

森林法第10条の5

市町村森林整備計画 (10年計画)	
○市町が講ずる森林関連施策の方向 ○森林所有者が行う伐採、造林、森林の保護の指針 等	○10年計画、5年ごとに樹立

森林所有者等

適合して

森林法第11条

森林経営計画 (5年計画)	
○森林所有者・森林組合等が自発的に作成する具体的な伐採・造林・森林の保護、作業路網の整備等に関する計画	

森林・林業基本計画の概要

(平成28年5月 閣議決定)

1. 資源の循環利用による林業の成長産業化

本格的な利用期を迎えた人工林(育成単層林)において先行的に路網を整備するとともに、主伐後の再造林対策の強化などにより森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化の早期実現を図る。

2. 原木の安定供給体制の構築

大型化する製材・合板工場や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大などに対応するため、面的なまとまりをもった森林経営の促進等により原木供給力を増大させ、安定供給体制の構築を図る。

3. 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

品質・性能の確かな製品供給や、国産材を使用した横架材等の開発・普及等により木材産業の競争力を強化します。さらに、CLT等の新たな木質部材の開発・普及や、従来木材が利用されてこなかった非住宅建築物等の分野での木材利用を促進し、新たな需要を創出する。

全国森林計画変更の概要

(平成25年10月 策定)

(平成28年 5月 変更)

計画期間:平成26~40年度(15年間)

新たに策定された森林・林業基本計画の目標に即し、森林の整備・保全に関する事項について、以下の記述等を追加。

・急速な少子高齢化や人口減少等の社会的情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な森林の整備・保全の実施

・育成単層林として維持する森林における適確な更新の確保

(→主伐・再造林による資源の循環)

・コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入

(→再造林の低コスト化)

地域森林計画の位置付け

森林・林業基本計画
平成28年5月 策定



全国森林計画
平成25年10月 策定
平成28年 5月 変更



地域森林計画

- 加賀地域森林計画
現行計画期間：平成24～33年度
（10年間）
前回は平成23年度に樹立したため、5年後を迎える今年度に樹立
- 能登地域森林計画
現行計画期間：平成27～36年度
（10年間）
今年度は内容の変更

**いしかわ森林・林業・木材産業
振興ビジョン2011**
平成23年 3月 策定

4つの重点戦略

- 多面的機能の持続的発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全
- 森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍
- 再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化
- 里山資源を活かした山村の振興

平成32年度の県産材供給量30万m³の実現



石川県の森林計画区

能登地域森林計画区

計画期間 H27～H36(10年間)

津幡町・内灘町以北の5市7町

(今年度変更)



加賀地域森林計画区

現行計画期間 H24～H33(10年間)

次期計画期間 H29～H38(10年間)

金沢市以南の5市

(今年度樹立)

地域森林計画で定める主な事項

1. 計画の大綱

- 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 計画樹立に当たっての基本的な考え方  能登でも変更

2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

3. 森林の整備に関する事項

- 森林の立木竹の伐採に関する事項
- 造林に関する事項
- 間伐及び保育に関する事項
- 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

4. 森林の保全に関する事項

- 保安施設に関する事項
- 鳥獣害の防止に関する事項

加賀と能登で共通
(県として基準等を統一)

5. 主な計画量

- 伐採立木材積
- 間伐面積
- 人工造林及び天然更新の面積
- 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- 林道の開設及び拡張に関する計画

 能登でも変更

加賀地域森林計画の樹立（案）の概要

○計画期間

平成29年4月1日～平成39年3月31日の10年間
※前期計画は、平成24年4月1日～平成34年3月31日の10年間

○対象とする市町の区域

金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市 の5市

第1章 計画のあらまし（本編 -1-1- ～）

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン」（以下「ビジョン」とする）の方針を踏まえ、地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の方針について記載。

＜森林・林業の現状と課題＞（本編 -1-2- ）：

- ・ 県内の人工林の6割が収穫期を迎え、木材資源が充実。
- ・ 不明な森林境界、森林所有者の高齢化等の課題。

＜前期計画の実行結果と評価＞（本編 -1-3- ～ -1-4- ）：

- ・ 主伐、主伐後の造林が、現状では低いまま推移。

＜加賀森林計画区における方針＞（本編 -1-9- ）：

- ・ 主伐・再造林を推進し、原木の安定供給体制を構築することを記載。

第2章 計画事項（共通編）（本編 -2-1- ～）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめた章。

- ・ 森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・ 森林の有する機能を発揮させるための、森林整備の目標と、施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法
- ・ 主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法等
- ・ 間伐及び保育に関する時期、回数等
- ・ 林道開設等の基本方針等
- ・ その他必要な事項

前期計画からの主な変更内容：

第1. 「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」

- ・第1章を踏まえ、森林の整備及び保全の目標を具体的に列記。
(本編 -2-2-)
- ・造林樹種の候補として無花粉スギやカラマツを新たに明記。
(本編 -2-3-)

第2-1. 「森林の立木竹の伐採に関する事項」

- ・広葉樹の標準伐期齢の基準を見直し、薪炭・キノコ原木林等の広葉樹について、ぼう芽の発育が旺盛な林齢で伐採できるよう見直し。
(本編 -2-5-)

第2-2. 「造林に関する事項」

- ・再生林の低コスト化のために、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入を新たに明記。(本編 -2-5-)
- ・天然更新の対象樹種について、全種類の列挙を改め、主な樹種を例示する書き方とした。(本編 -2-7-)

第2-3. 「間伐及び保育に関する事項」

- ・間伐のモデルとして、低コスト施業の例を新たに掲載。
(本編 -2-8-)
- ・保育の低コスト化のために、下刈り期間の短縮や枝打ち回数の削減に努めることを新たに明記。(本編 -2-9-)

第2-4. 「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

- ・市町で定める木材生産機能維持増進森林において、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることを新たに明記。
(本編 -2-14-)

第2-6. 「森林施業の合理化に関する事項」

- ・市町による森林所有者情報の提供や、森林組合等による提案型施業を促進すること等を新たに明記。(本編 -2-15-)
- ・森林総合監理士等による市町への林業行政支援について新たに明記。(本編 -2-17-)

第3-3. 「鳥獣害防止森林区域に関する事項」

- ・平成28年5月の森林法一部改正を踏まえた鳥獣害防止森林区域の基準について新たに明記。(本編 -2-18-)

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）（本編 -3-1- ～）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、森林計画区ごとに計画量を定めた章。

（1）計画の対象とする森林の区域（本編 -3-1- ）

- ・本計画区の対象とする森林面積を、次のとおりとする。

計画対象森林面積	前期計画	新計画	増減
	107,858 ha	107,841 ha	△17 ha

* 森林法第5条で規定する民有林（自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域における土地の利用動向からみて、森林としての利用が相当でない民有林除く）

（2）森林の整備に関する事項（本編 -3-2- ）

- ・計画期間における伐採立木材積を次のとおりとする。

（主伐）

主伐材積	前期計画	新計画	増減
	435 千m ³	541 千m ³	106 千m ³

（間伐）

間伐	前期計画	新計画	増減
材積	531 千m ³	621 千m ³	90 千m ³
面積	9,241 ha	8,870 ha	△371 ha

- ・人工造林・天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。

人工造林	前期計画	新計画	増減
	1,074 ha	1,332 ha	258 ha

* 植栽を行うことが適当である森林について、近年の実績、主伐計画量を勘案し、再造林、樹下植栽等を合わせて計画

天然更新	前期計画	新計画	増減
	3,070 ha	3,698 ha	628 ha

* 人為と天然力の適切な組み合わせによりの確な更新及び森林の諸機能の増進が図られる森林について、ぼう芽更新、天然下種更新を合せて計画

(3) 森林の保全に関する事項ほか

- ・保安林として管理すべき森林の種類毎の指定面積を計画する。

(本編 -3-3-)

種 類	前期計画	新計画	増 減
水源かん養保安林	29,020 ha	30,059 ha	1,039 ha
災害防備の保安林	7,250 ha	8,326 ha	1,076 ha
保健風致等の保安林	12,870 ha	12,870 ha	0 ha
計 (実面積)	38,212 ha	40,249 ha	2,037 ha

* 兼種の保安林があるため、計は内訳に一致しない

- ・実施すべき治山事業の地区数を次のとおり計画する。

(本編 -3-4- ~ -3-5-)

種 類	前期計画	新計画	増 減
治山事業地区数	115 地区	116 地区	1 地区

- ・林道の開設及び拡張に関する計画を次のとおり定める。

(本編 -3-11- ~ -3-14-)

林道開設	前期計画		新計画		増 減	
	98 路線	94 km	89 路線	94 km	△9路線	0 km

林道拡張	前期計画		新計画		増減	
	65 路線	改良 440 箇所	67 路線	改良 452 箇所	2路線	改良 12 箇所
舗装 70 km		舗装 70 km		舗装 0 km		

加賀地域森林計画の樹立（案）の概要

○計画期間

平成29年4月1日～平成39年3月31日の10年間
※前期計画は、平成24年4月1日～平成34年3月31日の10年間

○対象とする市町の区域

金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市 の5市

第1章 計画のあらまし（本編 -1-1- ～）

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン」（以下「ビジョン」とする）の方針を踏まえ、地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の方針について記載。

＜森林・林業の現状と課題＞（本編 -1-2- ）：

- ・ 県内の人工林の6割が収穫期を迎え、木材資源が充実。
- ・ 不明な森林境界、森林所有者の高齢化等の課題。

＜前期計画の実行結果と評価＞（本編 -1-3- ～ -1-4- ）：

- ・ 主伐、主伐後の造林が、現状では低いまま推移。

＜加賀森林計画区における方針＞（本編 -1-9- ）：

- ・ 主伐・再造林を推進し、原木の安定供給体制を構築することを記載。

第2章 計画事項（共通編）（本編 -2-1- ～）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめた章。

- ・ 森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・ 森林の有する機能を発揮させるための、森林整備の目標と、施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法
- ・ 主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法等
- ・ 間伐及び保育に関する時期、回数等
- ・ 林道開設等の基本方針等
- ・ その他必要な事項

前期計画からの主な変更内容：

第1. 「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」

- ・第1章を踏まえ、森林の整備及び保全の目標を具体的に列記。
(本編 -2-2-)
- ・造林樹種の候補として無花粉スギやカラマツを新たに明記。
(本編 -2-3-)

第2-1. 「森林の立木竹の伐採に関する事項」

- ・広葉樹の標準伐期齢の基準を見直し、薪炭・キノコ原木林等の広葉樹について、ぼう芽の発育が旺盛な林齢で伐採できるよう見直し。
(本編 -2-5-)

第2-2. 「造林に関する事項」

- ・再生林の低コスト化のために、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入を新たに明記。(本編 -2-5-)
- ・天然更新の対象樹種について、全種類の列挙を改め、主な樹種を例示する書き方とした。(本編 -2-7-)

第2-3. 「間伐及び保育に関する事項」

- ・間伐のモデルとして、低コスト施業の例を新たに掲載。
(本編 -2-8-)
- ・保育の低コスト化のために、下刈り期間の短縮や枝打ち回数の削減に努めることを新たに明記。(本編 -2-9-)

第2-4. 「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

- ・市町で定める木材生産機能維持増進森林において、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることを新たに明記。
(本編 -2-14-)

第2-6. 「森林施業の合理化に関する事項」

- ・市町による森林所有者情報の提供や、森林組合等による提案型施業を促進すること等を新たに明記。(本編 -2-15-)
- ・森林総合監理士等による市町への林業行政支援について新たに明記。(本編 -2-17-)

第3-3. 「鳥獣害防止森林区域に関する事項」

- ・平成28年5月の森林法一部改正を踏まえた鳥獣害防止森林区域の基準について新たに明記。(本編 -2-18-)

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）（本編 -3-1- ～）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、森林計画区ごとに計画量を定めた章。

（1）計画の対象とする森林の区域（本編 -3-1- ）

- ・本計画区の対象とする森林面積を、次のとおりとする。

計画対象森林面積	前期計画	新計画	増減
	107,858 ha	107,841 ha	△17 ha

* 森林法第5条で規定する民有林（自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域における土地の利用動向からみて、森林としての利用が相当でない民有林除く）

（2）森林の整備に関する事項（本編 -3-2- ）

- ・計画期間における伐採立木材積を次のとおりとする。

（主伐）

主伐材積	前期計画	新計画	増減
	435 千m ³	541 千m ³	106 千m ³

（間伐）

間伐	前期計画	新計画	増減
材積	531 千m ³	621 千m ³	90 千m ³
面積	9,241 ha	8,870 ha	△371 ha

- ・人工造林・天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。

人工造林	前期計画	新計画	増減
	1,074 ha	1,332 ha	258 ha

* 植栽を行うことが適当である森林について、近年の実績、主伐計画量を勘案し、再造林、樹下植栽等を合わせて計画

天然更新	前期計画	新計画	増減
	3,070 ha	3,698 ha	628 ha

* 人為と天然力の適切な組み合わせによりの確な更新及び森林の諸機能の増進が図られる森林について、ぼう芽更新、天然下種更新を合せて計画

(3) 森林の保全に関する事項ほか

- ・保安林として管理すべき森林の種類毎の指定面積を計画する。

(本編 -3-3-)

種 類	前期計画	新計画	増 減
水源かん養保安林	29,020 ha	30,059 ha	1,039 ha
災害防備の保安林	7,250 ha	8,326 ha	1,076 ha
保健風致等の保安林	12,870 ha	12,870 ha	0 ha
計 (実面積)	38,212 ha	40,249 ha	2,037 ha

* 兼種の保安林があるため、計は内訳に一致しない

- ・実施すべき治山事業の地区数を次のとおり計画する。

(本編 -3-4- ~ -3-5-)

種 類	前期計画	新計画	増 減
治山事業地区数	115 地区	116 地区	1 地区

- ・林道の開設及び拡張に関する計画を次のとおり定める。

(本編 -3-11- ~ -3-14-)

林道開設	前期計画		新計画		増 減	
	98 路線	94 km	89 路線	94 km	△9路線	0 km

林道拡張	前期計画		新計画		増減	
	65 路線	改良 440 箇所	67 路線	改良 452 箇所	2路線	改良 12 箇所
舗装 70 km		舗装 70 km		舗装 0 km		

いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について

1 いしかわ森林環境基金事業の概要

林業採算性の悪化や山村の過疎化などにより間伐等の適切な施業がされず、公益的機能が低下した森林を整備するため、「森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる」という理念のもと、平成19年4月から「いしかわ森林環境税」を導入。

手入れ不足人工林の整備とともに、森林に対する理解増進と県民参加の森づくりを進める各種取り組みを実施。

2 これまでの主な取組実績及び成果

(1) 手入れ不足人工林の整備

① 強度間伐

整備が必要な手入れ不足人工林22,000haのうち、

- ・森林環境税による強度間伐(伐採率40%以上)により13,550haを整備見込み
 - ・路網整備の促進等により、森林環境税によらない利用間伐で6,500haを整備見込み
- あわせて全体の約9割の20,050haを整備見込み

〈整備実績見込み〉

項目	第1期(H19~23)	第2期(H24~28)	実施見込み	残り
強度間伐	10,550ha	3,000ha	13,550ha	約1,000ha ※不在村者等により未実施
利用間伐 (森林環境税は不使用)	—	6,500ha	6,500ha	約1,000ha ※今後、路網を整備し実施
合計	10,550ha	9,500ha	20,050ha	約2,000ha



輪島市三井町 地内

② 侵入竹の除去

第2期より、手入れ不足人工林に侵入した竹の除去等を実施し、701haを整備する見込み。

③ 整備による効果

モニタリング調査の結果、高木性広葉樹の生育による混交林化の進行や下層植生の増加が確認された。

(2) 県民の理解増進と県民参加による森づくりの取り組み

森林について学ぶツアーの実施や、県民森づくり大会の開催など各種取り組みを実施し、これまでの9年間で107,900人が参加した。また、森づくりに取り組むボランティア団体数や企業数が大きく増加した。



子ども森林環境実感ツアー(金沢市)



県民森づくり大会(アカマツの植樹:七尾市)



企業の森づくり(海岸林整備:白山市)

3 いしかわ森林環境基金事業の今後のあり方

強度間伐や侵入した竹の除去の実施により、森林の公益的機能の回復傾向が示されたほか、森林に対する県民の理解増進と県民参加の森づくりも着実に進展している。

一方、手入れ不足人工林のうち、不在村者等による調整の遅れにより未整備の人工林が残されているほか、新たな手入れ不足人工林も発生しており、公益的機能の低下が依然として懸念される。また、放置竹林の過密化、拡大や、里山林の荒廃による野生獣の生息域と集落との緩衝機能の低下など、新たな課題も発生しており、いしかわ森林環境税を活用した取り組みを継続していくべきである。

4 いしかわ森林環境基金事業による新たな課題への対策内容

(1) 手入れ不足人工林の整備

対策の方針：引き続き強度間伐を実施

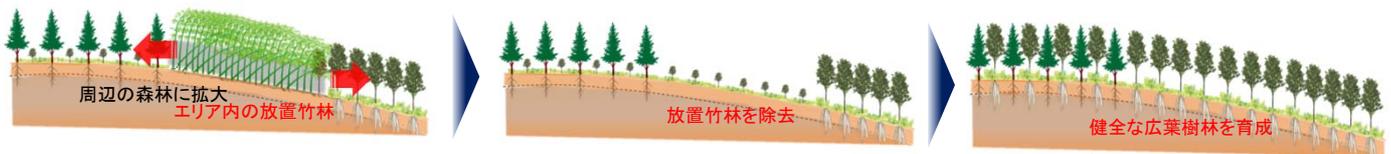
対策の規模：未整備となっている手入れ不足人工林約1,000haと、新たに発生した手入れ不足人工林約2,000ha、あわせて約3,000ha

(2) 森林の公益的機能の低下をもたらす放置竹林の除去

対策の方針：放置竹林のうち、山地災害防止機能、水源かん養機能を確保することが特に必要なエリア※の放置竹林を優先的に除去

対策の規模：約1,200ha

※山地災害の防止機能、水源かん養機能を確保することが特に必要なエリア
 県の地域森林計画に基づき市町が策定した森林整備計画の中で、①下流域に人家等の保全対象がある森林、②上水道や簡易水道の集水域となっている森林



(3) クマ、イノシシなどの野生獣の出没を抑止するための里山林整備

対策の方針：集落周辺の里山林において、野生獣の出没を抑止するための緩衝帯整備※を実施

対策の規模：クマの出没やイノシシ等の被害の多い地区のうち、学校等の公共施設や住宅地の周辺など緊急性の高い地区を優先に100地区(約600ha)

※緩衝帯整備：森林の見とおしを良くする伐採や藪の刈払い等



(4) 県民の理解増進と県民参加による森づくりの推進に向けた対策

対策の方針：森林に対する理解増進と県民参加の森づくりの取り組みを引き続き進めていくことが重要
 戦後造成された人工林が資源として成熟してきているなか、森林の適切な整備・保全を進めるためにも、木材利用に対する理解を増進する取り組みなどの検討が必要

5 いしかわ森林環境基金事業における事業規模

事業規模は、本県における林業事業者の作業能力や森林所有者との協議に要する時間等を勘案し、現行の税率により全体の半分程度を整備する。

〈税込規模の試算〉(課税方式、税率は現行どおり)

①税率：年間個人500円、年間法人5% (県民税均等割の超過課税方式)

②期間：5年間 (平成29年～平成33年) ③税込規模：372百万円 × 5カ年 = 1,860百万円

〈事業規模〉

区分	事業量	事業費	財源内訳	
			国庫等	森林環境税
1 手入れ不足人工林の整備	1,500 ha	750 百万円	300 百万円	450 百万円
2 放置竹林の除去等	600	1,630	570	1,060
3 緩衝帯の整備	300	165		165
4 県民の理解増進と参加による森づくり		185		185
合計		2,730	870	1,860

森林審議会

森林法（抜粋）

[昭和26年6月26日 法律249号]
(最終改正)

[平成23年6月24日 法律74号]

第5章 森林審議会

(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験者を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

森林法施行令（抜粋）

[昭和26年7月31日 政令第276号]

(最終改正)

[平成24年1月20日 政令第98号]

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

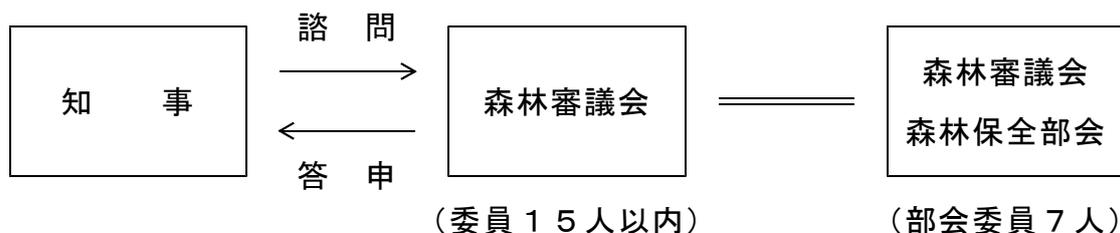
3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

石川県森林審議会について

森林審議会は、森林法第68条第1項に基づき設置され、この法律または他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申することと定められている。

1 組 織



2 諮問事項

- (1) 地域森林計画の樹立・変更（森林法第5条第1項、第4項、第6条第3項）
- (2) 林地開発行為の許可（森林法第10条の2第2項、第6項）
- (3) 保安林の指定・解除（森林法第25条の2、第26条の2）
- (4) 松くい虫被害対策実施計画の策定・変更
（森林病虫害等防除法第7条の3、5、6）
- (5) その他森林法の施行に関する重要事項（森林法第68条第2項）

< 参 考 >

森 林 法

第68条（設置及び所掌事務）

- 1 県に森林審議会を設置
- 2 諮問事項の審議・答申
- 3 諮問事項の建議

第70条（組 織）

- 1 審議会は委員で構成
- 2 学識経験者を任命
- 3 委員任期2年
- 4 非常勤

第71条（会 長）

- 1 委員の互選により会長選出
- 2 会務を総理、審議会を代表
- 3 会長の職務代行

森 林 法 施 行 令

第7条（森林審議会の部会）

- 1 森林審議会の部会の設置
・所掌事務の分掌
- 2 部会長の設置・会長指名の委員
- 3 会長が委員の所属部会を定める
- 4 部会の決議で総会の決議とする